

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦
政府との間の協定の説明書

外
務
省

目次

ページ

一 概説	一
1 協定の成立経緯	一
2 協定締結の意義	一
二 協定の主要な内容	一
三 協定の実施のための国内措置	五

一 概説

1 協定の成立経緯

日露間では、情報交換、共同研究、専門家の交流等の協力を目的として平成三年（千九百九十一年）に締結された「原子力の平和的利用の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」（行政取極）に基づき、両国間の原子力協力、原子力をめぐる国際情勢等につき協議が行われてきた。その後、ロシアから、累次、核物質の商業ベースの取引を念頭に核物質や原子力関連資機材の移転に係る枠組み等を定める包括的な原子力協定を締結したいとの提案がなされ、我が方としても、ウラン濃縮業務及びウラン燃料の調達等の面で民間ベースにおける両国の協力関係の進展の潜在性が認められたこと、また、ロシアにおいて民生用原子力施設に国際原子力機関の保障措置を受け入れる動きが進展したこと等から、平成十九年（二千七年）二月の日露首脳会談において協定締結交渉の開始に合意し、同年四月から交渉を開始した。この結果、この協定の案文につき最終的な合意に至ったので、平成二十一年（二千九年）五月十二日に東京において、日本側中曾根外務大臣とロシア側キリエンコ国営公社「ロシアトム」社長との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定の締結により、我が国とロシアとの間で長期間にわたって安定的に核物質、原子力関連資機材及び技術を移転することが可能となり、これらの平和的利用が法的に確保され、また、我が国の安定的なエネルギー供給の確保に資することから、この協定を締結することは極めて有意義である。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文十八箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A、B及びCから成っており、その主要内容は次のとおりである。

1 この協定上、「認められた者」、「核物質」、「資材」、「設備」、「技術」、「開発」、「生産」、「使用」、「技術に基づく設備」及び「回収され又は副産物として生産された核物質」は、それぞれ定義された意義を有する。（第一条）

2 (1) 両締約国政府は、この協定及びそれぞれの国の法令に従い、専門家の交換、情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給並

びにこの協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領という方法によりこの協定の下での協力を行う。(第二条1)

(2) (1)の協力は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉の設計、建設及び運転、放射性廃棄物の処理及び管理、原子力の安全、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用等の分野において行うことができる。(第二条2)

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八十パーセントを超えるものを除く。)は、この協定の下では移転されない。(第二条3)

3 2の協力は、この協定及びそれぞれの国の法令に従うものとし、かつ、核物質等の供給に係る協力については、それぞれの締約国政府が国際原子力機関の保障措置の適用を受諾していることが必要とされるものとする。(第三条)

4 (1) この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。(第四条1)

(2) この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも、いかなる核爆発装置の研究又は開発のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用されない。(第四条2)

5 4の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定の適用を受ける核物質は、各締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。(第五条)

6 両締約国政府は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が遵守されることを確保する。(第六条)

7 (1) この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの採用した基準(少なくともこの協定の附属書Cに定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って適切な防護の措置を維持する。(第七条1)

(2) 両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質の国際輸送について、核物質の防護に関する条約が遵守されることを確保する。(第七条2)

(3) 両締約国政府は、それぞれ、核によるテロリズムの防止に関する国際条約に従って適切な措置をとる。(第七条3)

8 この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府

の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。（第八条）

9 この協定の適用を受ける核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国政府の国の管轄内において、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント以上となるまで濃縮されず、又は再処理されない。（第九条）

10 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、日本国とロシア連邦との間において移転される核物質等は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質等の移転に先立ち、移転される当該核物質等がこの協定の適用を受けることとなり及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。（第十条）

11 (1) いずれの締約国政府も、商業上又は産業上の利益を追求する等のためにこの協定の規定を利用してはならない。（第十一条1）

(2) 転換等の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定の適用を受ける核物質の特定性が失われた場合等には、この協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができるものとする。（第十一条2）

12 この協定の適用を受ける核物質等は、この協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととする。（第十二条）

13 日本国政府により秘密指定を受けている情報又はロシア連邦の法令に従って国家機密として指定されている情報は、この協定の下では交換されない。（第十三条）

14 (1) この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。（第十四条1）

(2) この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介等によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。（第十四条2）

15 (1) いずれか一方の締約国政府は、他方の締約国政府がこの協定の一定の規定の遵守を確保しない場合等には、この協定の下でのそ

の後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。(第十五条1)

(2) ロシア連邦がこの協定に基づいて日本国から移転された核物質等を用いて核爆発装置を爆発させる場合には、日本国政府は、(1)に規定する権利と同じ権利を有する。(第十五条2)

(3) 日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、ロシア連邦政府は、(1)に規定する権利と同じ権利を有する。(第十五条3)

(4) いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、この協定を終了させ、又は(1)に規定する返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約国政府は、是正措置をとることを目的として協議し、適当な場合には、当該行動の影響及び原因となった事情が故意によるものか否かについて慎重に検討する。(第十五条4)

(5) いずれか一方の締約国政府は、(4)に規定する協議の後適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかった場合に限り、(1)、(2)又は(3)に基づく権利を行使するものとする。当該権利の行使に当たり、当該一方の締約国政府は、当該他方の締約国政府に対し、この協定の下での協力を停止する日又はこの協定を終了させる日を書面により通告する。(第十五条5)

(6) この協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利をいずれか一方の締約国政府が(1)、(2)又は(3)の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府等に対して補償を行う。(第十五条6)

16 両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じ、又は移転された知的財産及び技術の適切かつ効果的な保護を確保する。
(第十六条)

17 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正(附属書のみについての改正を除く。)は、当該改正に必要なそれぞれの国内手続に従って承認されるものとする。附属書のみについての改正は、両締約国政府の書面による合意のみを必要とする。(第十七条)

18 (1) この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告した日の後三十日目の日に効力を生ずる。(第十八条1)

- (2) この協定は二十五年間効力を有するものとし、その後は、(3)の規定に従って終了する時まで効力を存続する。(第十八条2)
 - (3) いずれの一方の締約国政府も、六箇月前に他方の締約国政府に対して書面による通告を与えることにより、最初の二十五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。(第十八条3)
 - (4) 千九百九十一年四月十八日に作成された原子力の平和的利用の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定は、この協定が効力を生ずる日に両締約国政府の関係において終了する。(第十八条4)
 - (5) 協力の停止又は協定の終了後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十二条、第十四条及び第十五条の規定は、引き続き効力を有する。(第十八条5)
- 19 附属書Aは資材及び設備とされるものを、附属書Bはこの協定の適用を受ける核物質等が置かれるロシア連邦における施設を、及び附属書Cはこの協定の適用を受ける核物質について確保すべき防護の水準をそれぞれ定めている。
- 20 この協定に関連し、日露政府間の核物質等の在庫目録の交換、協定第五条(2)に規定する補助的措置の内容等を規定したこの協定第五条の実施に関する交換公文が作成されている。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。